

子ども手当の企業及び地方負担の廃止を求める意見書

今年度より支給となった子ども手当は、財源不足を理由に、マニフェストに掲げられていた子ども1人当たり月額26,000円の支給額を半額の月額13,000円に減額し、さらに、これまでの児童手当の制度のまま企業と地方の負担を存続させることとなってしまった。

現在、来年度に向け、子ども手当の支給額の増額が検討されているようであるが、支給額の見直しにとどまらず、当初のマニフェストに従い企業と地方負担を廃止し、全額国庫負担によって実施するべきである。

よって、国においては、来年度以降の子ども手当の支給に当たっては、企業と地方負担を廃止し、その全額を国庫負担とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成22年10月1日

宇都宮市議会

内閣総理大臣
厚生労働大臣
衆・参両院議長

} あて